

事 務 連 絡
平成 25 年 2 月 25 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当部（局）担当者 様
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る
医療費控除の取扱いについて（Q&A の送付）

標記の取扱いについては、「障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による
喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 25 年 2 月 25 日付
事務連絡）でお示ししているところですが、今般、国税庁との協議の上、別添 Q
&A のとおり取扱いを整理しましたので、ご参照ください。

貴都道府県内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、
その運用に遺漏なきよう、よろしく願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課企画法令係・福祉サービス係・訪問サービス係
（電話番号）
03（5253）1111（代）
内線 3148・3091・3092

(問 1)

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算が創設されたが、居宅介護において身体介護と家事援助を組み合わせる場合の医療費控除は、どのように取り扱うのか。

(答)

居宅介護に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについては、医師との適切な連携をとって提供された場合に、身体介護、通院等介助（身体介護を伴う場合）及び乗降介助に係る自己負担額が医療費控除の対象となるとされており、家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）を除くこととされています。

そのため、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算についても、家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）を除き算定した当該加算に係る自己負担額が、医療費控除の対象になります。

(問 2)

喀痰吸引等支援体制加算が創設されたが、当該加算に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

(答)

喀痰吸引等支援体制加算は、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者（※1）の認定特定行為業務従事者（※2）が喀痰吸引等を行った場合に算定されます。

平成 24 年度税制改正において所得税法施行令第 207 条が改正され、介護福祉士等による喀痰吸引等の対価で平成 24 年 4 月 1 日以後に支払うものについて、医療費控除の対象とされたことに伴い、喀痰吸引等支援体制加算に係る自己負担額を医療費控除の対象として扱います。

※1 喀痰吸引等の業務を行おうとする事業所で、都道府県知事の登録を受けているもの。

なお、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法により、保健師助産師看護師法第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、介護福祉士及び認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等の実施が認められたところ。

※2 介護職員等であって、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた従事者

(問3)

医療連携体制加算(Ⅳ)(※1)が創設されたが、当該加算に係る自己負担額は、医療費控除の対象となるか。

(答)

医療連携体制加算は、看護職員を配置することとしない日中活動サービス等(※2)において、認定特定行為業務従事者が、看護職員の指導の下、喀痰吸引等を行った場合に算定されます。

平成24年度税制改正において所得税法施行令第207条が改正され、介護福祉士等による喀痰吸引等の対価で平成24年4月1日以後に支払うものについて、医療費控除の対象とされたことに伴い、医療連携体制加算に係る自己負担額を医療費控除の対象として扱います。

※1 医療連携体制加算(Ⅳ)100単位(利用者1人1日当たり)

介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

※2 短期入所(医療型短期入所を除く。)、共同生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助及び宿泊型自立訓練